

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 6 月 13 日

木 曜 日

号 外

## 目 次

### 人事委員会規則

○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 6 月 13 日

富山県人事委員会

委員長 中 井 敏 郎

### 富山県人事委員会規則第468号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第 183号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「社団法人富山県芸術文化協会」を「一般社団法人富山県芸術文化協会」に、「財団法人富山県女性財団」を「公益財団法人富山県女性財団」に、「財団法人とやま環境財団」を「公益財団法人とやま環境財団」に、「財団法人環日本海環境協力センター」を「公益財団法人環日本海環境協力センター」に、「社団法人富山市医師会」を「公益社団法人富山市医師会」に、「財団法人富山県健康スポーツ財団」を「公益財団法人富山県健康づくり財団」に、「財団法人富山県新世紀産業機構」を「公益財団法人富山県新世紀産業機構」に、「財団法人富山県産業創造センター」を「一般財団法人富山県産業創造センター」に、「財団法人富山コン

ベンションビューロー」を「公益財団法人富山コンベンションビューロー」に、「社団法人富山県観光連盟」を「公益社団法人富山県観光連盟」に、「財団法人富山産業展示館」を「一般財団法人富山産業展示館」に、「財団法人富山勤労総合福祉センター」を「一般財団法人富山勤労総合福祉センター」に、「財団法人富山県建築住宅センター」を「一般財団法人富山県建築住宅センター」に、「財団法人富山県防犯協会」を「公益財団法人富山県防犯協会」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。